

確認テスト

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

介護報酬関係

1. 介護報酬改定は何年ごとに行われる？

- A 毎年      B 2年毎      C 3年毎      D 5年毎

2. 地域包括ケアシステムとは？ AからDに入る言葉は？

高齢者の尊厳の保持と（ A ）の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた（ B ）で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す地域包括ケアシステムは、主に下記の要素によって構成されます。

- ・（ C ）と（ C ）方
- ・介護予防・生活支援
- ・介護・医療・福祉
- ・本人・家族の選択と（ D ）

A \_\_\_\_\_

B \_\_\_\_\_

C \_\_\_\_\_

D \_\_\_\_\_

3. 2018年度（平成30年度）介護報酬改定率は？

- A 0.54%      B ▲2.4%      C 3.0%      D ▲2.27%

4. 介護報酬改定の主な事項です。AからCに入る言葉は？

1. （ A ）の推進
2. （ B ）に資する質の高い介護サービスの実現
3. 多様な人材の確保と、（ C ）
4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた、制度の安定制・持続可能性の確保

5. 原則、介護報酬1単位は何円？

- A 1.027円      B 10円      C 102.7円      D 10.5円

6. 1月の介護サービス提供分が入金になるのはいつ？

- A 1月末      B 2月10日まで      C 3月末      D 4月初旬

確認テスト 解答・解説

1. 正解は、C 3年毎

介護報酬改定は3年に1回行われます。

介護保険サービスの報酬は国が決める公定価格となります。介護報酬改定により、各介護サービスの「基本報酬」の増減や「加算」等の新設・要件変更等が行われます。事業所で算定している加算要件について、しっかりと押さえておかなければ返戻（介護報酬を後で返す）の対象になることもありますのでご留意下さい。

医療の診療報酬改定は2年に1回行われます。よって、介護報酬と診療報酬の同時改定は6年毎に行われます。2018年度（平成30年度）は同時改定であり、地域包括ケアシステムを推進するために、医療と介護の連携に関する様々な加算が新設・拡充されました。

2. 正解

A 自立生活      B 地域、      C 住まい      D 心構え

地域包括ケアシステムは、要支援・要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいや医療、介護、予防等が切れ目なく一体的に提供される仕組みのことを言います。

国は、当システムを、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築しようとしています。現在、介護報酬改定や診療報酬改定といったインセンティブ（経済的動機づけ）等により、地域包括ケアシステム（街づくり）を推進しています。

3. 正解は、A 0.54%

平成30年度は0.54%のプラス改定となりました。

全体ではプラス改定となり、恩恵を受ける事業所がある一方で、報酬が引き下げられたサービス（ある一定規模の通所介護等）もあり、減収となる事業所もありました。

今改定では、基本報酬の減額や減算の強化等の「適正化・効率化」が行われましたが、「中重度者や認知症高齢者への対応」や「自立支援に資する取り組み」等を行っている質の高い事業所に対する加算の新設・強化等も行われています。今後もメリハリのついた改定になることが予測されるため、国の方向性を見定め、地域に即した事業戦略の策定・実行が求められます。

4. 正解

A 地域包括ケアシステム

B 自立支援・重度化防止

C 生産性

5. 正解は、B 10円

介護保険制度では「単位」を用い、単位を円に換算する際は、原則、1単位=10円が基本となります。しかし、物価や人件費等の地域差を考慮して設定される地域区分によって、10～11.4円と換算額が異なります。

6. 正解は、C 3月末

介護給付費請求書等の提出は、原則としてサービスの提供を行った月の翌月1日から10日までとなります。よって、1月のサービス提供分は、2月10日までに事業所所在地の国民健康保険団体連合会に請求します。その後審査が行われ、3月末に事業所へ入金されます。皆さんが提供した価値あるサービスの対価は、2ヵ月後に支払われる仕組みになっています。余談になりますが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等は、10日まで請求業務で多忙になるため、営業等で訪問する際には当時期を外す場合も少なくありません。